

宗像市指定管理者制度 運用ガイドライン



平成16年11月策定
平成23年11月改定
平成28年11月改定
令和7年3月改定

宗 像 市

目 次

はじめに	P 1
1 指定管理者制度の概要	P 2
(1) 公の施設の概念	P 2
(2) 指定管理者制度の趣旨	P 3
(3) 指定管理者の指定と議会の議決	P 4
(4) 指定管理者の権限等	P 4
(5) 利用料金制	P 5
(6) 適正な管理の確保等	P 5
(7) 事実行為の委託	P 6
2 指定管理者制度導入についての基本的考え方	P 7
(1) 指定管理者制度の導入	P 7
(2) 指定管理者（候補者）の選定 ～非公募となる施設の考え方～	P 8 P 10
(3) 指定管理者の指定期間	P 11
(4) 暴力団等の排除	P 11
(5) 宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会の設置	P 11
(6) 指定管理者（候補者）の選定基準	P 14
3 指定管理者制度導入に伴う手続について	P 17
(1) 指定管理者制度導入から協定の締結まで ～スケジュール～	P 17 P 22
(2) 公の施設の管理運営について	P 24
4 事業評価（モニタリング）の実施方法	P 29
(1) 定性的評価	P 29
(2) 定量的評価	P 29
(3) 施設所管課の総評	P 29
5 指定管理者制度導入後の留意事項	P 30
(1) 個人情報の保護・情報公開	P 30
(2) 指定管理者に対する指示、指定の取消し等	P 30
(3) 違約金の徴収	P 30
(4) 監査委員による監査の実施	P 31
(5) 指定管理者の利用許可処分に対する不服申立て	P 31
(6) 損害賠償責任について	P 31
(7) 損害賠償保険への加入	P 33
(8) 事務引継について	P 33

はじめに

指定管理者制度は、平成15年9月の「地方自治法の一部を改正する法律」の施行により、「多様化する市民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図る」ことを趣旨として創設されました。その結果、従来の公的団体に管理委託していた施設については、指定管理者制度に移行するか、直営施設に戻すかという選択をすることとなりました。

本市においては、「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」を基本に、指定管理者制度の活用について、全庁的に取り組むこととし、平成18年4月から導入したところです。導入当初の施設数は28か所でしたが、令和7年度には63か所まで拡大し、民間企業や団体等のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と効率的な管理運営を行っています。

指定管理者制度導入から18年が経過し、多くの施設では、5期目の指定手続を終えています。今後も、市民サービスの向上や経費節減のほか、市民との協働や地域の活性化、地元企業の育成、団体の自立化等が見込まれる場合は、指定管理者制度を導入できる施設について継続及び拡充していきます。

このガイドラインを用いて、選定等の手続における公正性、透明性を確保するとともに、選定後も施設の管理運営が適切に行われているかを施設所管課がモニタリング及び事業評価することで、各施設の設置目的を効果的に達成していきます。

このガイドラインの内容については、平成23年11月、平成28年11月、令和7年3月に見直しを行ってきましたが、今後も、社会経済状況の変化、利用者のニーズ、指定管理者制度の運用状況などの動向を踏まえながら、随時見直すこととします。

1 指定管理者制度の概要

(1) 公の施設の概念

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法（以下「法」という。）第244条第1項）と規定されています。

また、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」（法第244条の2第1項）と規定されています。

したがって、公の施設のうち、法律や政令にその設置や管理に関する規定があるもの以外については、本市の条例でその設置や管理に関する規定を定める必要があります。

公の施設であることの要件は、次のとおりとされています。

～公の施設の考え方～

①住民の利用に供するための施設であること。

施設の本来的機能が住民の利用に供するものであることが必要です。

例えば試験研究所、庁舎等は該当しません。

②当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること。

普通地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に全く供されない施設は該当しません。「住民」とは、住民全体を指すものではなく、合理的に一定の範囲の限られた住民でもかまいません。

例えば観光案内所等は該当しませんが、コミュニティ・センターや図書館、体育館は公の施設に該当します。

③住民の福祉を増進する目的で設置する施設であること。

住民の利用に供する施設であっても、その利用が直接住民の福祉の増進となるものでなければなりません。

例えば競馬場や競艇場は、財政上の必要により設置するものであり、留置場等は、社会公共の秩序維持のために設置するものであるから公の施設には該当しません。

④普通地方公共団体が設置する施設であること。

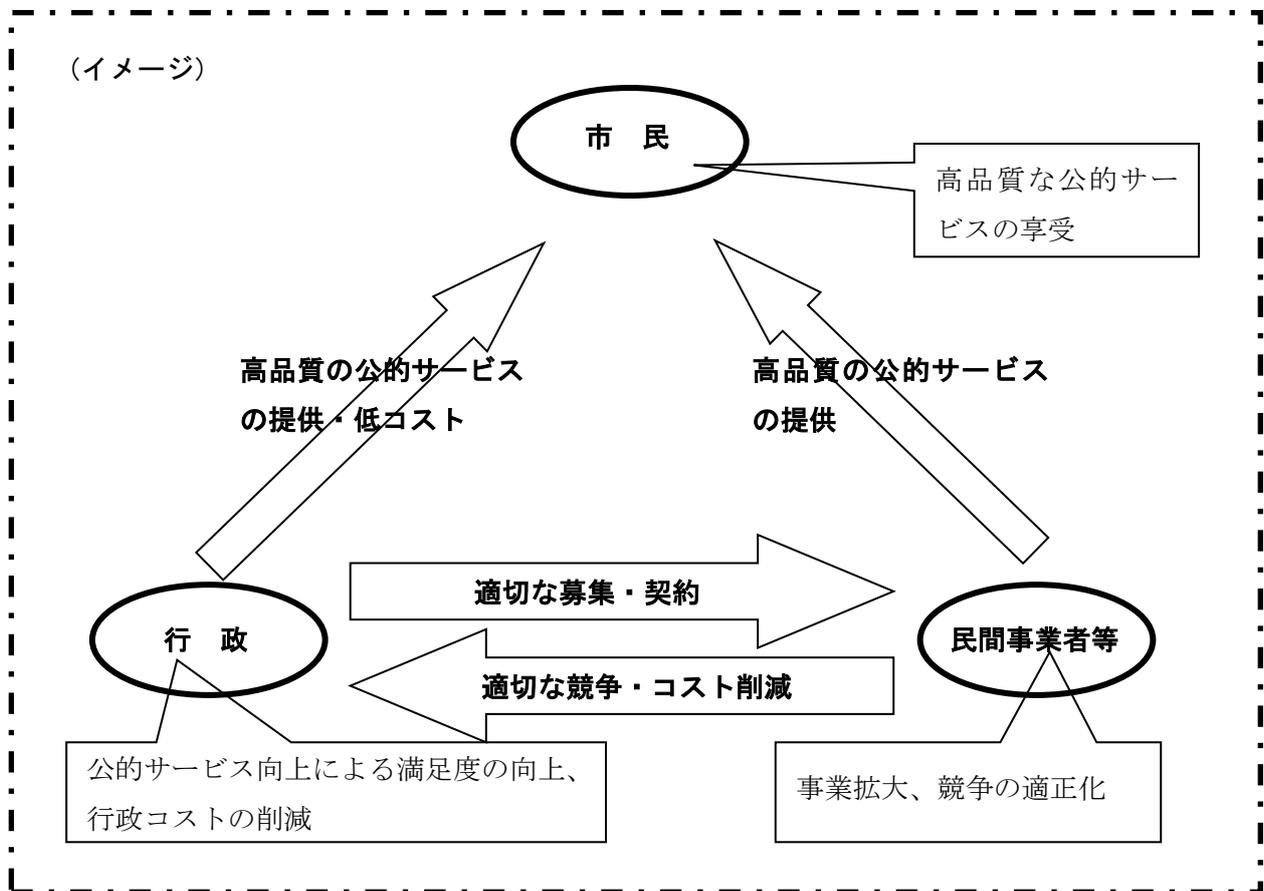
必ずしも所有権は必要ありませんが、借地権等の何らかの権原を取得している必要があります。

公の施設の実態を要していても、国や県が設置する施設は、本市の公の施設には該当しません。

(2) 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、平成15年6月13日に公布され、同年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」に基づき、多様化する市民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として創設されました。

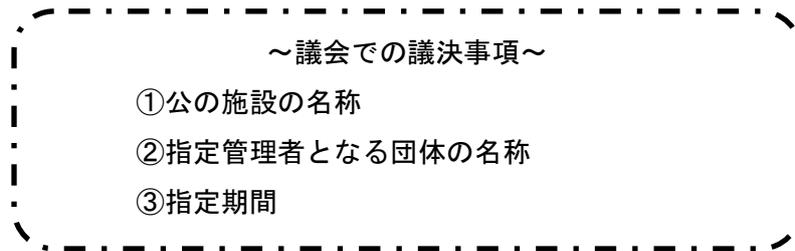
この制度の創設に伴い、公の施設の管理運営において、民間事業者を含めた多様な管理運営主体の能力やノウハウを最大限に活用し、より充実したサービスを効果的、効率的に提供していくことが地方公共団体に求められています。



(3) 指定管理者の指定と議会の議決

指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければなりません（法第244条の2第6項）。

議会の議決については、議決後に実施する必要がある指定管理者との協定の締結や従前の管理者との業務の引継ぎ等を考慮し、期間に十分余裕をもって提案することとします。なお、指定に当たって議決すべき事項としては、次のとおりとします。



指定管理者は「法人その他の団体」と規定されているため、個人を指定管理者として指定することはできません（法第244条の2第3項）。なお、法人格は必ずしも必要ではありません。

指定管理者の指定は契約ではなく、議会の議決を経た「管理者の指定」という行政処分によって公の施設の管理権限を指定管理者に委任することとなります。

また、指定期間を設けているのは、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が見直す機会を設けることが適切と考えられたことによるものです。

なお、指定後に、指定管理者である団体等の実態に変更が生じ、指定管理業務に当たる人員が大幅に減少するなど指定管理業務を遂行するに際して大きな変化が認められた場合には、議会での議決を経た上で再度指定を行うことについて検討が必要です。

例えば、指定管理者の人格そのものに変更（例：任意団体が法人格を取得等）が加えられたときは、当該団体の目的、性格、財産、人員体制等を考慮し、団体の実質的な変更と認められるものであれば、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行う必要があると考えられます。

上記のような変更がなく、単に団体等の名称や代表者が変更されただけの場合や、会社法の会社分割（新設分割又は吸収分割）により、グループ企業へ指定管理事業及び当該事業に係る労働者の多数が承継された場合であって、指定管理業務に当たる人員体制等に大きな変化がないと認められるものであれば、指定管理者の地位の承継を承認するものとし、議会での議決及び再度指定を行う必要はありません。（議会へは報告）

(4) 指定管理者の権限等

指定管理者は、公の施設の設置者である地方公共団体からその管理権限を委任される

ものであり、行政処分に該当する公の施設の利用許可について、条例で定めるところによりその管理権限の一環として行うことが可能となるものです。

利用者からの料金を自らの収入として収受すること（利用料金制）や条例で定められた基本的枠組み（金額の範囲、算定方法等）の中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定することも同様に可能です。しかしながら、使用料の強制徴収（法第231条の3）、行政財産の目的外使用の許可（法第238条の4第7項）、公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに対する決定（法第244条の4第3項及び第4項）などについては、地方公共団体の長のみが行使できる権限であり、これらを指定管理者に行わせることはできません。

（5）利用料金制

指定管理者の権限の一つとして、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制」を採用することができるとされています。

この制度は、施設の管理・運営に当たり、指定管理者制度の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものです。

利用料金制では、必ずしもすべての管理経費を利用料金で賄う必要はなく、過去の利用状況等から一定の経費について、地方公共団体からの委託料（指定管理料）として支出する方法も考えられます。

利用料金による収入が管理経費を上回った場合は、指定管理者は内部留保等として経営努力のメリットを享受できますが、逆に下回った場合は、指定管理者内部の資金等から補てんしなければならぬリスクを背負うことも考えられ、その取扱いについては、あらかじめ募集要領及び協定で定める必要があります。

以上のことから、利用料金制の採用に当たっては施設の性格、設置の趣旨等を踏まえ、個々に判断すべきものと考えます。

なお、利用料金制を採用する場合はその旨を条例に規定する必要があります。また、利用料金の設定に当たっては、指定管理者が利用料金の額の案を作成し、市長に対しての承認申請を行い、これに対し市長が承認を与えることとなります。

承認の基準については、その施設の条例の規定等に基づき判断することとなります。

（6）適正な管理の確保等

指定管理者によるサービス水準の維持と適正な管理・運営を確保するためには、事業実施内容の点検は不可欠であります。

「指定管理者は毎年度終了後、その管理する公の施設の業務に関し事業報告書を作成

し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出しなければならない。」（法第244条の2第7項）と規定されていますが、利用者の満足度評価の必要性からも、事業報告書の提出だけでなく、各施設に最適な事業の実施内容の点検をどのように行うのかを定めておく必要があります。

また、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」（同条第10項）、「普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができる。」（同条第11項）と規定されています。

モニタリングは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適正かつ確実なサービスの提供がされているかを確認する手段です。

安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じて改善に向けた指導・助言や、新たな事業提案を求めることなどにより、市民サービスの向上や安全性、継続性を担保するといった効果が期待できることから、不可欠なものであるといえます。

モニタリングの実施に当たっては、あらかじめ募集要領及び協定で定めることが適当です。

また、本市では令和5年4月から個々の施設の巡回点検や修繕・保守管理の発注業務等をまとめて施設管理の専門家に委託し、公共施設全体の安全性向上と長寿命化を図る目的で、公共施設包括管理委託を導入しました。施設の修繕等を指定管理者又は市が行う基準については、各協定書及び仕様書で明記することとします。

（7）事実行為の委託

事実行為の委託は、私法上の契約になるため委託先の特定はありません。よって、清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することについては問題ありません。しかし、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできません。

2 指定管理者制度導入についての基本的考え方

(1) 指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入により期待できる効果については、次の3つが挙げられます。

ア 市民サービスの充実

指定管理者制度では、民間事業者等に施設の管理と併せて施設の設置目的に添った事業の実施を含めて委ねることができます。

施設によっては、民間事業者等は、自治体に比べ、その管理に関するノウハウだけでなく、その施設の設置目的を達成するために実施する事業に関しても幅広いノウハウを有していると思われます。

このことは、施設の利用主体である市民のニーズに沿った施設の運営（事業の実施を含む。）を行うことができ、かつ、質の高いサービスの提供が期待できるといえます。

イ 施設の利用人員、利用率の向上

一般的に、公の施設は、その維持管理にかかる経費（コスト）を、公費（税金）と施設利用の対価として利用者（受益者）から納付される使用料等により賄われています。

施設の使用料を算定するに当たっては、利用人員や利用率の見込み、維持管理費、減価償却費、公費の負担割合等を勘案し、利用者が負担することとなる使用料を決定しています。

先に述べたとおり、民間事業者等は、施設の管理だけでなく、運営に関しても幅広いノウハウを有しています。

幅広いノウハウを有すると思われる民間事業者等に施設の管理運営を委ねることにより、そのノウハウが最大限に発揮されるとともに、施設の機能と併せて有効に活用することで、例えば、繁忙期における利用時間の延長や利用率の低い施設（会議室等）の利用料金の引下げ、施設の利用状況に見合った利用料金体系の構築など、施設の運営についても弾力的に行い、その結果、施設の利用状況が改善し、施設の利用人員や利用率の向上が期待できるといえます。

ウ 施設の管理コスト削減の視点

指定管理者制度への移行は、「一つの施設につき、一の指定管理者」ということに固執する必要はありません。

指定管理者制度への移行の一つの手法として、類似施設（例えば貸館業務を主としている施設など）をまとめて一の指定管理者の管理に委ねるといことも考えられます。

このことは、個々の施設ごとに契約し、実施していた管理業務についても指定管理者の一括管理の下、実施することによって管理経費は削減されます。また、日常の清掃、警備や機械等の保守点検業務も委託業務に含めることで、指定管理者の管理業務の範囲を広くし、民間事業者等の競争原理を有効活用することによる管理コストの削

減も期待できるといえます。公の施設の利用主体である市民のニーズに沿った施設の運営を行い、質の高いサービスを提供することにより、施設の利用率の向上が期待できるとともに、施設管理においても、民間事業者のノウハウを活用することにより管理コストの削減も期待できます。

以上のことから、本市では、この制度の活用により、地域の振興、活性化等へつながることが期待されることから、「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」を基本に、この制度を本市での行財政改革の推進の一つとして位置付け、「指定管理者制度」の活用について、全庁的に取り組み、本市の公の施設のうち、市が直営で管理するよりも指定管理者制度へ移行したほうが効果的であると判断されるものについては、原則として指定管理者制度へ移行します。

なお、市が直営で管理したほうが効果的であると思われる公の施設については、一般的に次のようなものが考えられます。

～直営施設の考え方～

- ① 施設の維持管理業務が中心である、または、施設で実施される事業が定型化している等の理由から、市が直営しながら、業務を部分的に外部委託（受託者は入札等で決定）した方がコストの削減が見込まれる施設
- ② 施設の統廃合や大規模改修、運営方針の見直し等の予定があることから、それまでの期間は現状の管理運営方法（直営）を継続したほうが望ましい施設
- ③ 個別法の規定により、設置者（市）が管理することと定められている施設（部分的な外部委託は可。）

（２）指定管理者（候補者）の選定

指定管理者（候補者）の選定に当たっては、公の施設ごとに、その性格、規模、機能等を考慮した仕様書を作成しなければなりません。

仕様書の内容や指定管理者（候補者）の選定方法（公募・非公募）に関しては、庁議で承認を得ることが必要です。

ア 公募による指定管理者（候補者）の選定

指定管理者（候補者）の選定に当たり、公募することが法令に規定された要件となっている訳ではありませんが、民間事業者等の持つノウハウを最大限に活用する機会を得るためには、公募が最も適切な手段であると考えことから、指定管理者（候補者）の募集に当たっては、原則として公募によることとします。

公募の方法としては、市のホームページ等を活用して行うものとし、公募に係る庶務は、公募を行う施設を所管する課等において処理することとします。

公募に当たっては、公募を行う施設の設置条例や規則に定めた指定管理者に係る管理の基準を基に、実務上必要となる細目的事項について検討し、募集要領を作成して行うこととします。

公募の期間は、原則として1月以上を確保することが望まれます。

イ 非公募による指定管理者（候補者）の選定

前述のとおり、指定管理者（候補者）の選定は原則公募ですが、本市では、従前から市の事業のアウトソーシング（外部委託）に積極的に取り組み、地域や市民、団体・事業者等と協働で市の施策を推進してきた経緯があります。

このことから、指定管理者制度の導入による公の施設の管理においても、地域や市民、特定の団体・事業者等との協力・連携が必要なケースが多く、今後も、非公募により指定管理者（候補者）の選定を行う必要性があります。

施設の性格、規模、機能等を考慮し、非公募により指定管理者（候補者）を選定した方が、その施設の設置目的が効果的かつ効率的に達成されると認められたときは、公募によらないことができることとします。

～非公募となる施設の考え方～

- ① 地域住民のコミュニティ活動の拠点施設であって、地域住民が自主的に組織した団体に管理運営を委ねることを目的として整備された施設である場合
- ② 芸術・文化及び市民活動の拠点施設であって、市が、その目的のために政策的に出資・支援する団体に管理運営を委ねることにより、事業効果が相当程度期待できる施設である場合
- ③ 地域の活性化が期待される施設であって、その地域に根ざした団体に管理運営を委ねることにより、事業効果が相当程度期待できる施設である場合
- ④ 利用者の利益の保護を最優先に考慮した場合、従来の管理者の経験・事業実績等を生かすために、引き続きその管理者に施設の管理運営を委ねることが、最も事業効果が期待できる施設である場合
- ⑤ P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）の活用により設置された施設を、その設置事業者に管理させる場合
- ⑥ N P O 法人等特定の団体を市が育成・支援する必要がある、かつ、当該団体の人材やノウハウを活かしながら施設の管理運営を行うことにより、事業効果が相当程度期待できる施設である場合
- ⑦ 他施設の指定管理者が一体的に管理運営したほうが、事業効果が相当程度期待できる施設である場合
- ⑧ 民間施設に隣接して設けられた施設であって、当該民間施設と一体的に管理運営したほうが、最も事業効果を期待できる施設である場合
- ⑨ 施設の統廃合等が計画されており、指定管理期間が限られる施設である場合
- ⑩ 指定管理者の撤退等の不測の事態により、施設の管理運営上、緊急に指定管理者を指定する必要がある施設である場合

(3) 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとされています(法244条の2第5項)。

これは、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを地方公共団体が定期的に見直すことが適当であるとの考え方によるものであり、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から不適切であると考えられます。

また、指定期間が短期間であれば、指定管理者のノウハウの蓄積や、管理運営の評価・改善、初期投資費用の回収等を行う上では十分な期間ではないことが想定されます。

これらのことを勘案し、指定管理者の指定期間は、PFI事業により新たに施設を設置する場合を除き、4年を原則とします。

また、PFI事業により、施設を設置する場合にあっては、その事業方針(※BOT、BTO、BLT、BOOの各方式)についても、あらかじめ検討し、決定しておくことから、その施設について、PFI事業者を指定管理者とするときの指定期間は、事業方針において定めた期間とします。

・BOT方式(Build-Operation-Transfer)

民間が資金調達、施設を建設し、一定期間施設を運営することにより得られる収入により整備費用を回収、その後公共に施設を譲渡する。

・BTO方式(Build-Transfer-Operation)

民間が資金調達、施設を建設後、所有権は公共に移転し、その引替に民間は一定期間の施設運営権を得て整備費用を回収する。

・BLT方式(Build-Lease-Transfer)

民間が資金調達、施設を建設後、公共に施設をリースする。民間はリース期間内に得られるリース料により整備費用を回収、リース期間終了後、施設は公共に譲渡する。

・BOO方式(Build-Own-Operation)

民間が資金調達、施設を建設、所有権を保持したまま運営を継続する。

(4) 暴力団等の排除

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者を指定管理者から除外するため、募集要領、協定書等の欠格条項に明記することとします。

(5) 宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会の設置

指定管理者を指定するためには議会の議決が必要となりますが、議会へ指定議案を提出するに当たり、指定管理者(候補者)を選定することを目的として、法第138条の4第3項の規定による附属機関として「宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会(以

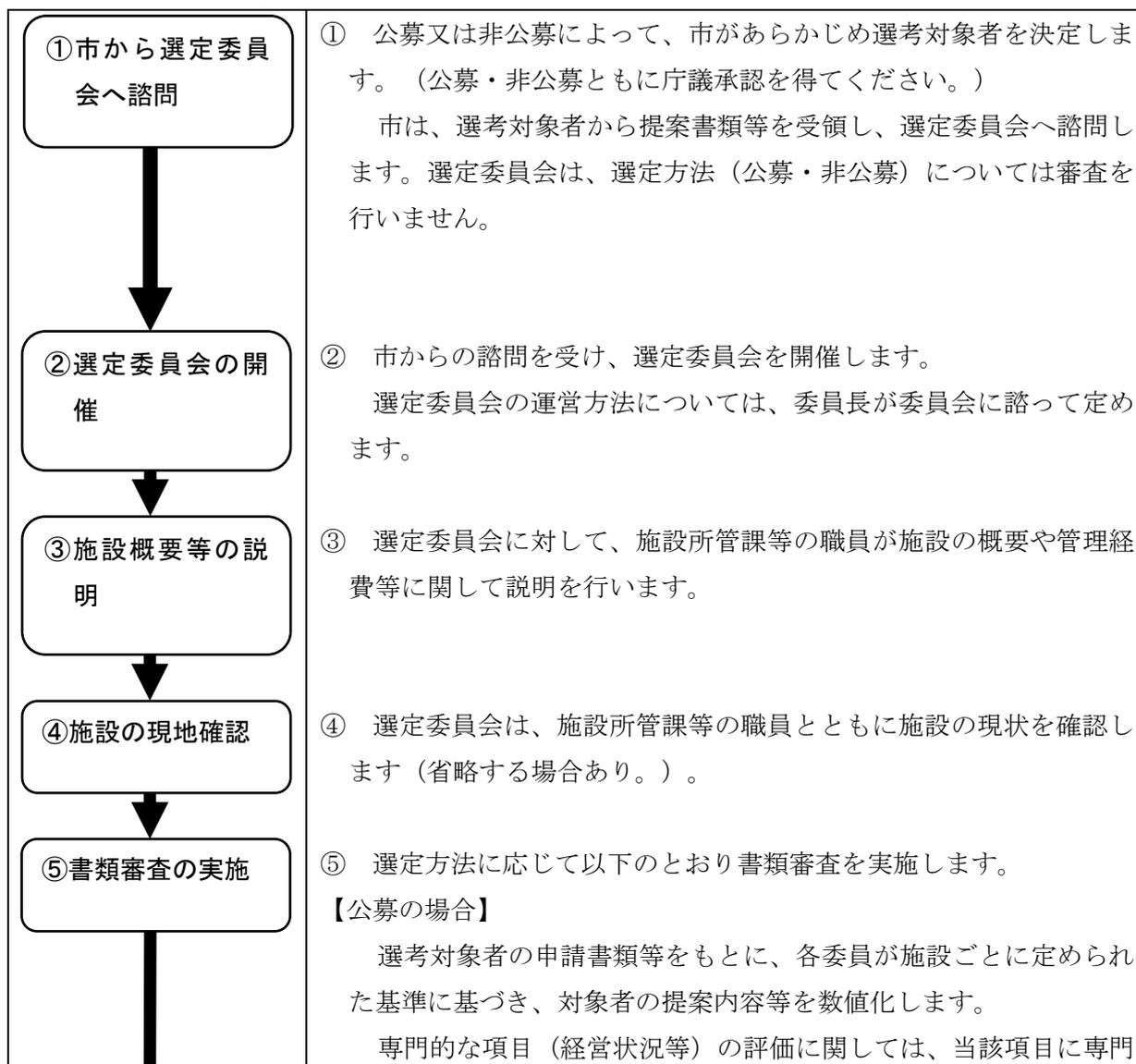
下「選定委員会」という。)」を設置しています(宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会規則(平成21年宗像市規則第4号)参照)。

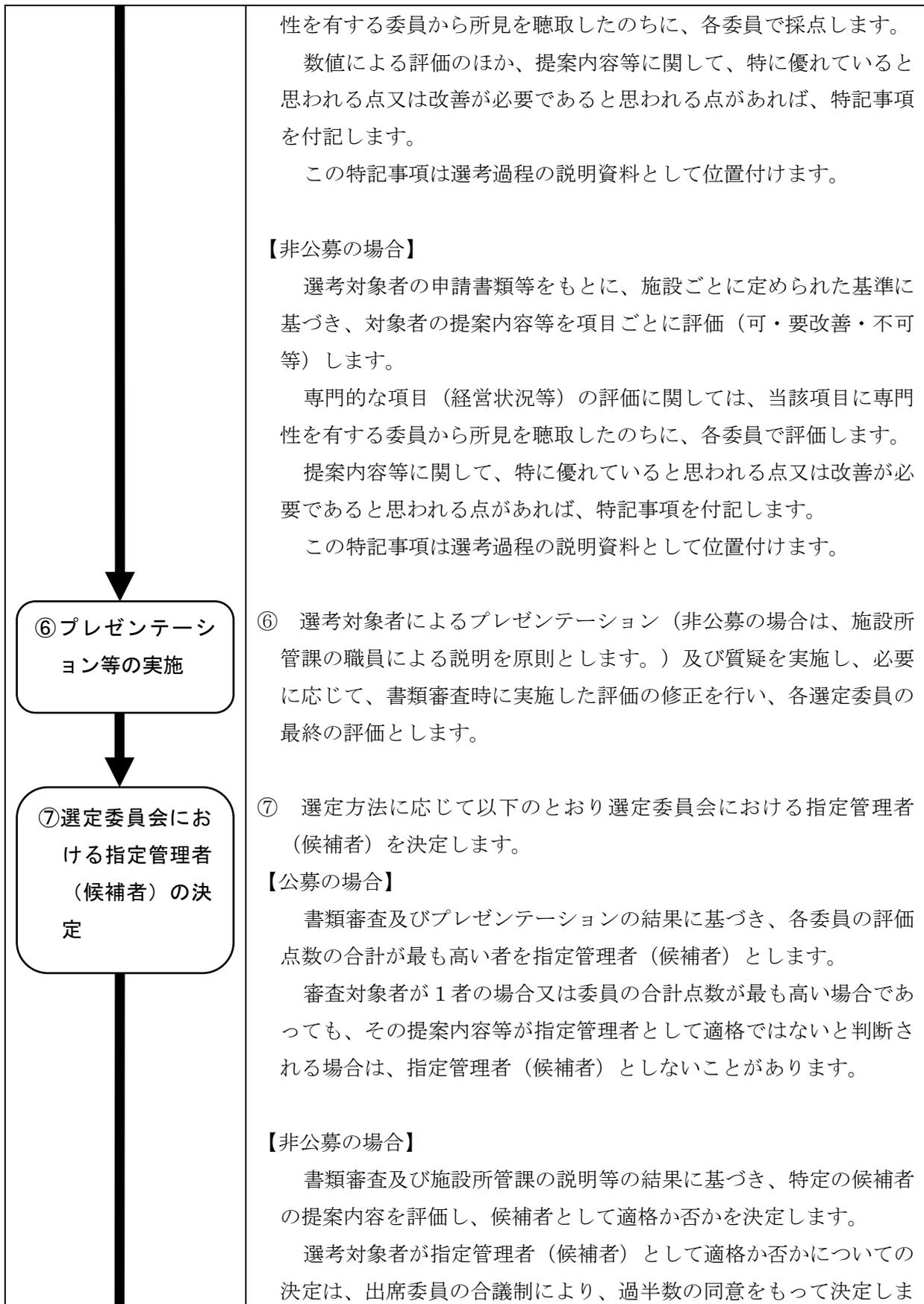
選定委員会は、知識経験者及び市民代表(公募により選出)による固定の外部委員5人以内並びに審査に当たり、特に専門的知識が必要とされる施設に関し、専門的知識を有する専門委員2人を加えた合計7人以内で組織します。

これは、中立の立場にある委員が、同一の視点・基準で審査を行うことにより、公平性・公正性を担保するとともに専門委員を加えることで、より専門性の高い審査を行うことを目的としているものです。

ただし、非公募により選定を行う場合や公募による選定であっても、施設の特性等により専門委員を選任する必要がないと認められる場合には、専門委員を選任しないことができることとします。

選定委員会の審査手順の概要は、以下のとおりです。





性を有する委員から所見を聴取したのちに、各委員で採点します。

数値による評価のほか、提案内容等に関して、特に優れていると思われる点又は改善が必要であると思われる点があれば、特記事項を付記します。

この特記事項は選考過程の説明資料として位置付けます。

【非公募の場合】

選考対象者の申請書類等をもとに、施設ごとに定められた基準に基づき、対象者の提案内容等を項目ごとに評価（可・要改善・不可等）します。

専門的な項目（経営状況等）の評価に関しては、当該項目に専門性を有する委員から所見を聴取したのちに、各委員で評価します。

提案内容等に関して、特に優れていると思われる点又は改善が必要であると思われる点があれば、特記事項を付記します。

この特記事項は選考過程の説明資料として位置付けます。

⑥ プレゼンテーション等の実施

⑥ 選考対象者によるプレゼンテーション（非公募の場合は、施設所管課の職員による説明を原則とします。）及び質疑を実施し、必要に応じて、書類審査時に実施した評価の修正を行い、各選定委員の最終の評価とします。

⑦ 選定委員会における指定管理者（候補者）の決定

⑦ 選定方法に応じて以下のとおり選定委員会における指定管理者（候補者）を決定します。

【公募の場合】

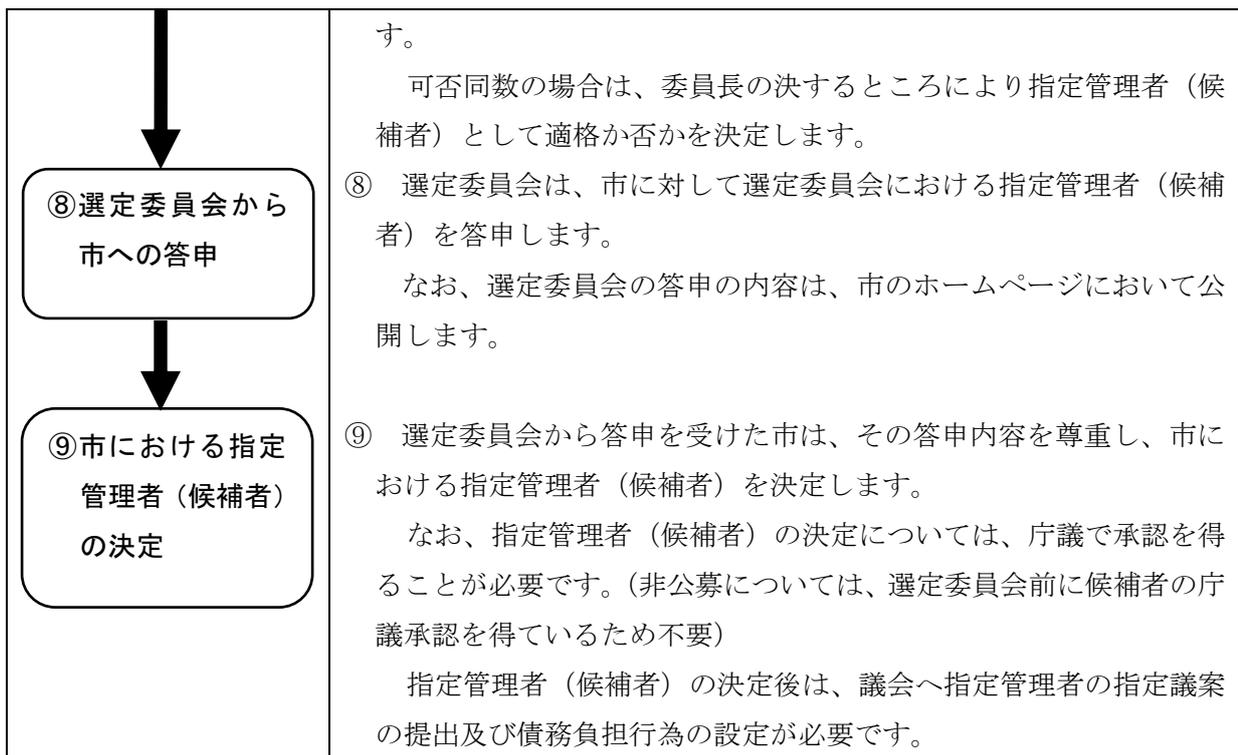
書類審査及びプレゼンテーションの結果に基づき、各委員の評価点数の合計が最も高い者を指定管理者（候補者）とします。

審査対象者が1者の場合又は委員の合計点数が最も高い場合であっても、その提案内容等が指定管理者として適格ではないと判断される場合は、指定管理者（候補者）としないことがあります。

【非公募の場合】

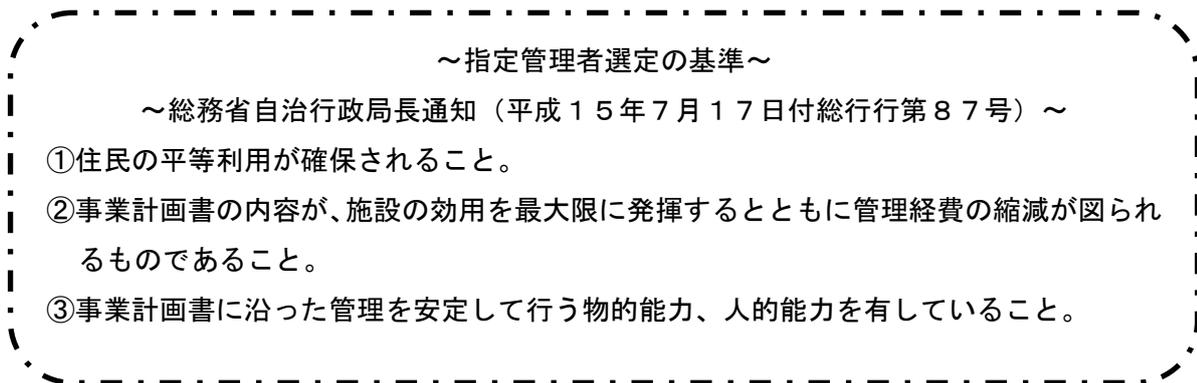
書類審査及び施設所管課の説明等の結果に基づき、特定の候補者の提案内容を評価し、候補者として適格か否かを決定します。

選考対象者が指定管理者（候補者）として適格か否かについての決定は、出席委員の合議制により、過半数の同意をもって決定しま



（6）指定管理者（候補者）の選定基準

指定管理者を選定する際の基準としては、以下のような事項を定めておくことが望ましいとされており、本市の公の施設の設置及び管理に関する条例においても、同様の内容のほか、「事業計画がサービスの向上が図られるものであること。」等が定められています。



公募・非公募ともに、選定基準の標準例は以下のとおりとし、評価基準の詳細や公募時の配点については、施設ごとの性格、規模、機能等を考慮しながら、設定することとします。

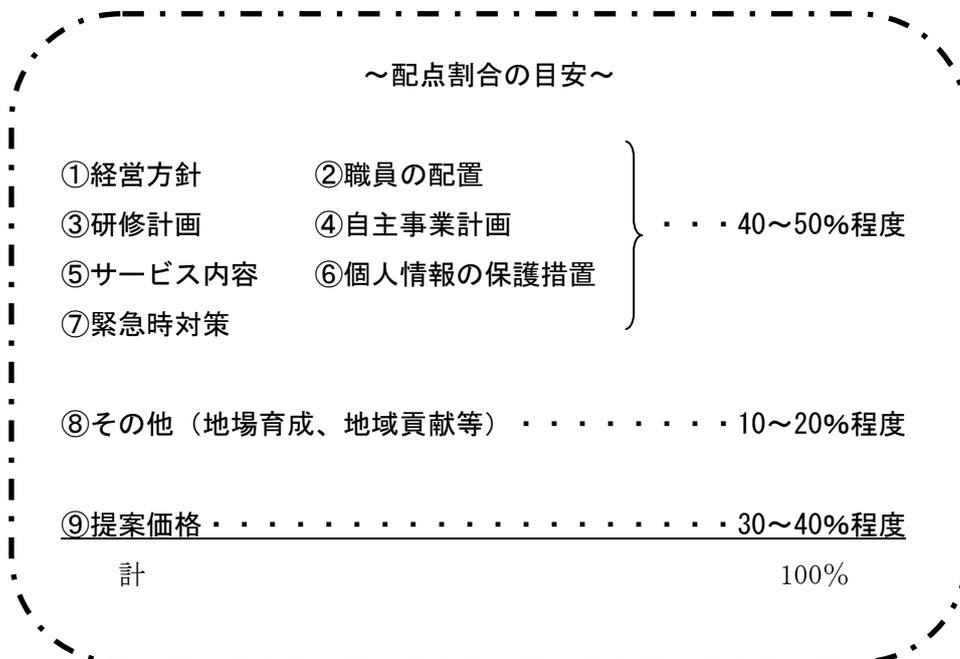
～選定基準（標準例）～

大項目	中項目	評価基準（例）※公募時の配点は施設ごとに設定
①経営方針	施設の運営方針について	提案全体を通して、市の方針、施設の性格、設置目的、業務内容等を的確に理解した上で、それらに適合した施設の運営方針を持っているか。
	経費等の節減について	経費の節減や業務の効率化を図る提案があるか。
	団体の経営状況について	過去の決算や業績から、経営状況は良好であるか。
②職員の配置	施設の運営体制や組織について	施設の管理体制、管理責任者が明確に示されているか。
		業務遂行に必要な資格者、経験者及び人員の配置が予定されているか。
③研修計画	職員等の研修計画について	職員研修に関する方針や計画が具体的に示されているか。
④事業計画	事業計画、方針について	全体的に、事業計画は施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
		仕様書に定められた業務や年間の事業計画等について具体的に提案されているか。
		市が提示した仕様以外で利用者へのサービスが向上する提案（自主事業計画）がされているか。
		施設・設備の保守点検や修繕に関して、適切に対処できるよう提案されているか（外部委託を含む。）。
		利用料金の取扱いや会計管理に関して、適切に対処できるよう提案されているか。
		施設の利用促進に関して具体的な提案（広報、営業等）があるか。
		利用者の要望、苦情等を把握するための提案（アンケート等）がされているか。
⑤サービス内容	市民の平等な利用の確保について	施設運営における市民の平等な利用について考慮されているか（利用許可方法等）。 障害者差別の解消（不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供）について提案があるか。
	利用料金等について	利用料金の設定が利用者へのサービス向上となっているか（割引、セット料金等）。
	開館日の設定等について	開館日、時間の設定が利用者へのサービス向上となっているか（開館時間の延長等）。
⑥個人情報の保護措置	個人情報の保護措置について	個人情報の管理基準等について示されているか。
⑦緊急時対策	事故、災害時等の緊急時の対応について	施設内での事故防止策、災害時の対応策（マニュアル、避難訓練等の実施、連絡体制等）が具体的に示されているか。

	いて	損害賠償等への対応策（保険への加入等）が示されているか。
⑧その他 （地場育成、地域貢献等）	過去の実績等について	本施設又は類似施設の指定管理の実績があるか。
	地場育成、地域貢献等	宗像市内の事業所等であるか。
		市民の就労促進に寄与しているか。
		物品の調達、外部委託等を市内事業者から予定しているか。
	社会貢献等	福岡県が実施する子育て応援宣言登録制度に基づく登録を受けているか。
		障害者の常時雇用に努めているか。
地震、台風等の災害時における協力体制（ボランティア、物資の提供等）について提案されているか（指定管理業務以外の提案に限る。）。		
地域・ボランティア団体との協働に関する提案があるか（指定管理業務以外の提案を含む。）。		
⑨提案価格	（公募） 価格点＝配点×（提案者中最低提案価格）／（提案価格） （非公募） 提案された指定管理料が、市の積算又は予定価格と比較して削減されているか。	

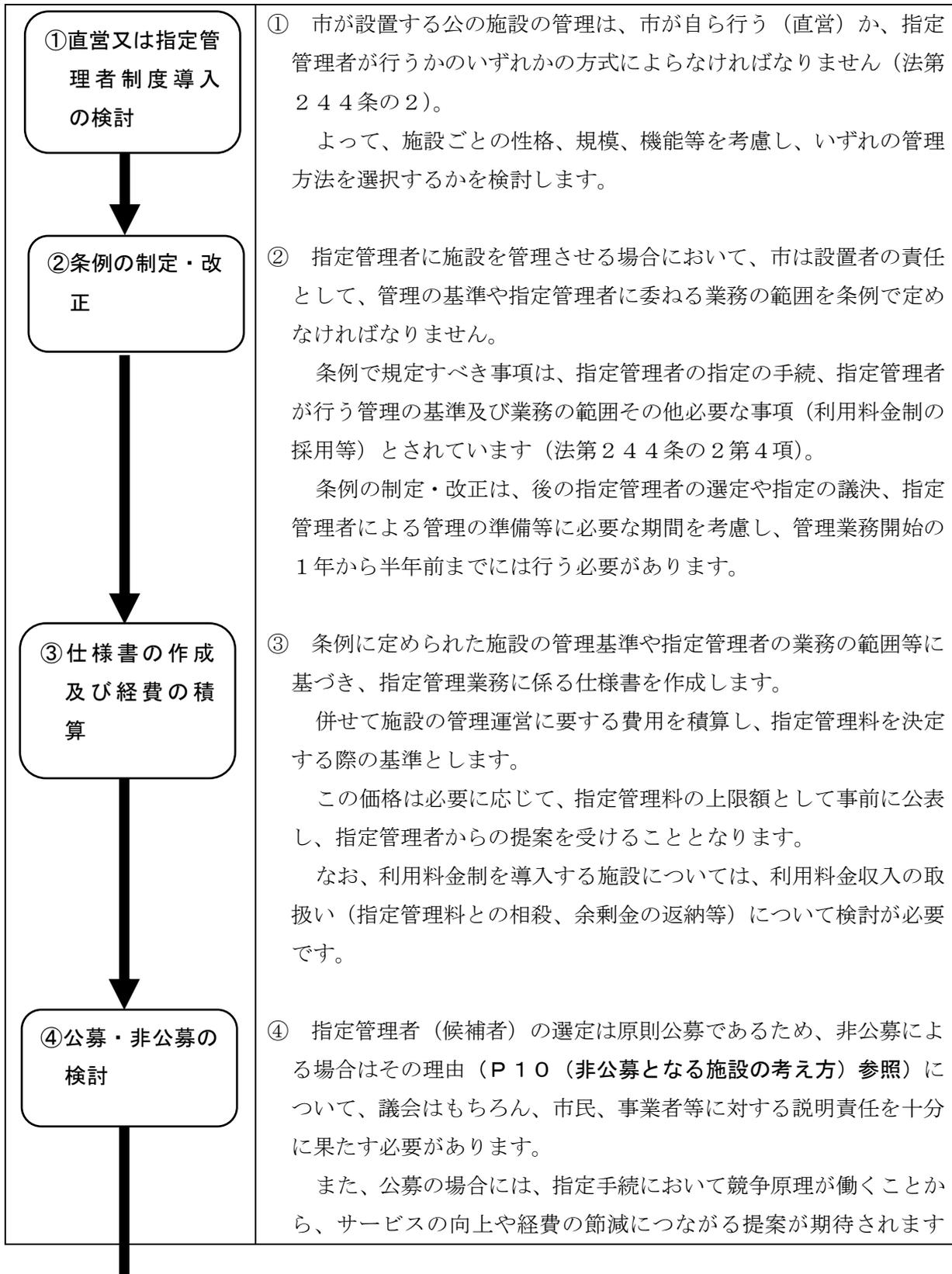
※評価点（公募のみ）＝配点×評価係数（優…1.0 良…0.7 可…0.5 不可…0.0）

※配点割合の目安は以下のとおりとします。



3 指定管理者制度導入に伴う手続について

(1) 指定管理者制度導入から協定の締結まで



が、非公募の場合は前述のような競争原理が働かないため、非公募による選定の実施に当たっては、十分な検討が必要です。

なお、選定方法の決定については、庁議により承認を得る必要があります。

庁議への提案に当たっては、以下の書類を作成の上、提出してください。

～庁議提案資料～

- ①指定管理導入施設概要書
- ②募集要領
- ③仕様書

⑤ 公募による指定管理者（候補者）の選定

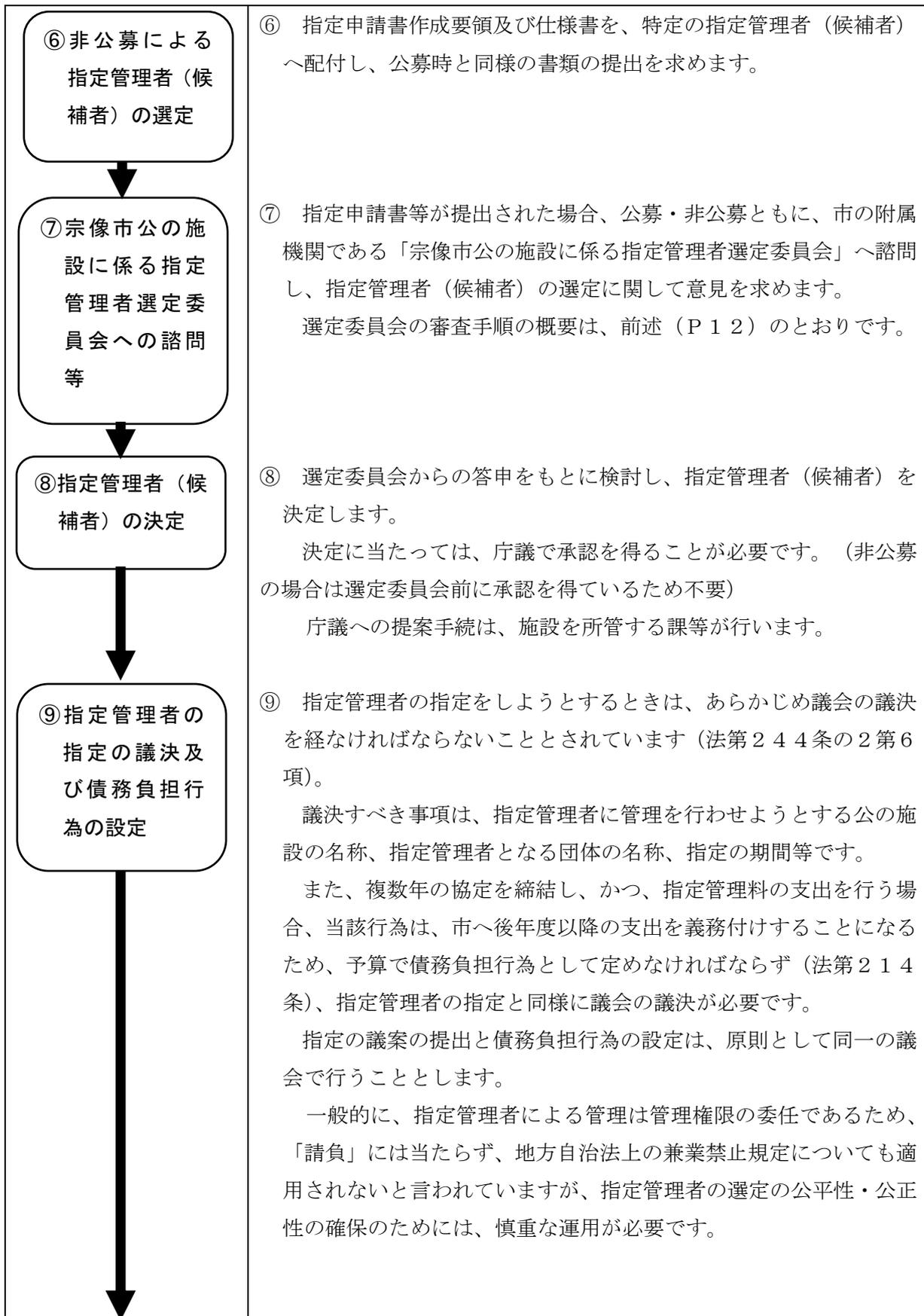
⑤ 宗像市公式ホームページへ募集要領及び仕様書を掲載し、以下の書類の提出を求めます。

公募に係る庶務は、施設を所管する課等において処理します。

公募の期間は、原則として1月以上を確保することとします。

～指定管理者指定申請書類一覧～

- ①指定管理者指定申請書（指定様式）
- ②事業計画書（指定様式）
- ③定款、寄附行為、規約等
- ④法人の登記事項証明書
- ⑤法人の印鑑証明書（任意団体等は、団体代表者の印鑑証明書）
- ⑥役員の名簿及び履歴書
- ⑦設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書類等
- ⑧指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書
- ⑨直近2年分の事業報告書、収支決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）
- ⑩収支計画書（指定様式）及び収支計画書算定内訳書（指定様式）
- ⑪市税に滞納がない旨の証明書（宗像市役所税務課発行）
- ⑫欠格事項に該当しない旨の宣誓書（指定様式）
- ⑬指定管理者として設定予定の利用料金案（※利用料金制の採用の場合のみ）
- ⑭その他施設の管理運営等に関する提案資料



⑩協定の締結

⑩ 指定管理者の権限自体は「指定」によって生じるものであるため、契約を締結することは不要です。

ただし、指定管理者に支出する管理経費の額、支払方法、事業報告書の提出期限等の細目的事項については、指定管理者との協議によって定めるので、別途両者の間で協定を締結することが必要です。

指定期間が複数年に渡る場合は、指定期間を通した「基本協定書」と、単年度ごとの「年度協定書」を締結することを基本とします。

「基本協定書」では、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、事業報告書の提出期限、指定管理料の上限額や支払方法、施設内の物品の所有権の帰属などの管理業務の実施に当たっての詳細な事項について定めることとします。

「年度協定書」では、当該年度の指定管理料の額や具体的な支払方法、違約金の額などを定めることとします。

なお、一般的に、市と指定管理者が締結する協定書は、印紙税法上「委任契約書」に該当し、非課税文書（収入印紙不要）となると言われていますが、「請負」に相当する記載がある場合は課税文書と判断される場合があるため、注意が必要です。

⑪保証金の納付

⑪ 基本協定書の締結時に、原則として、指定管理者から提示のあった年間の指定管理料の10分の1に相当する額以上の保証金を納付するよう、指定管理者に求めることとします（次年度以降については、年度協定書の締結時に、年度協定書に定める指定管理料の10分の1に相当する額以上の保証金とします。）。

保証金の目的は、指定管理者が協定上の義務を履行しない場合に、損害の賠償を容易にする（協定等に違反した場合は違約金へ充当します。）とともに、地方公共団体がその代償として当該保証金を当該地方公共団体の所有とすることをあらかじめ約束することによって、相手方の協定上の義務の履行を促進することにあります。

なお、保証金は、指定管理者に一定の実績がある場合や、非公募により指定管理者を選定した場合、銀行保証・履行保証保険等の担保が市に提出された場合は、その納付を免除することができます。

納付された保証金は、指定管理業務が適正に履行された場合は、指定管理者に返還します。

	<p>保証金に関しては、募集要領、協定書等にその納付義務を明記することとし、詳細については、宗像市契約事務規則の規定に基づく契約保証金の取扱いに準じた形とします。</p>
--	---

(公募) 指定管理者制度導入から協定締結までのスケジュール

下記のスケジュールは、指定管理者制度を未導入の施設において、施設の設置及び管理に関する条例を改正し、公募により指定管理者を選定する場合の例です。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①直営又は指定管理者制度導入の検討	随時													
②条例の制定・改正	→	※3月議会までに手続が必要。更新の場合は必要なし。												
③仕様書の作成及び経費の積算	→													
④公募・非公募の検討	→	※公募の実施までに庁議での承認が必要。												
⑤公募による指定管理者（候補者）の選定		↔ ※市ホームページに募集要領、仕様書等を掲載し募集。応募者から事業計画書等を受領。												
⑥非公募による指定管理者（候補者）の選定		↔												
⑦宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会への諮問等		↔						※所管課等から委員会へ概要説明。委員会で現地視察、プレゼンテーション等を実施し、候補者選定後、市へ答申。						
⑧指定管理者（候補者）の決定		↔						※候補者の決定には庁議での承認が必要。						
⑨指定管理者の指定の議決及び債務負担行為の設定		↔						※管理業務の準備期間・引継期間等の確保のため9月議会で指定。						
⑩協定の締結		※議決後、速やかに基本協定書を締結。年度協定書は4月1日。						←						
⑪保証金の納付		※年間の指定管理料の1/10の額の納付が必要（免除要件あり）。						←						

※指定管理業務の開始

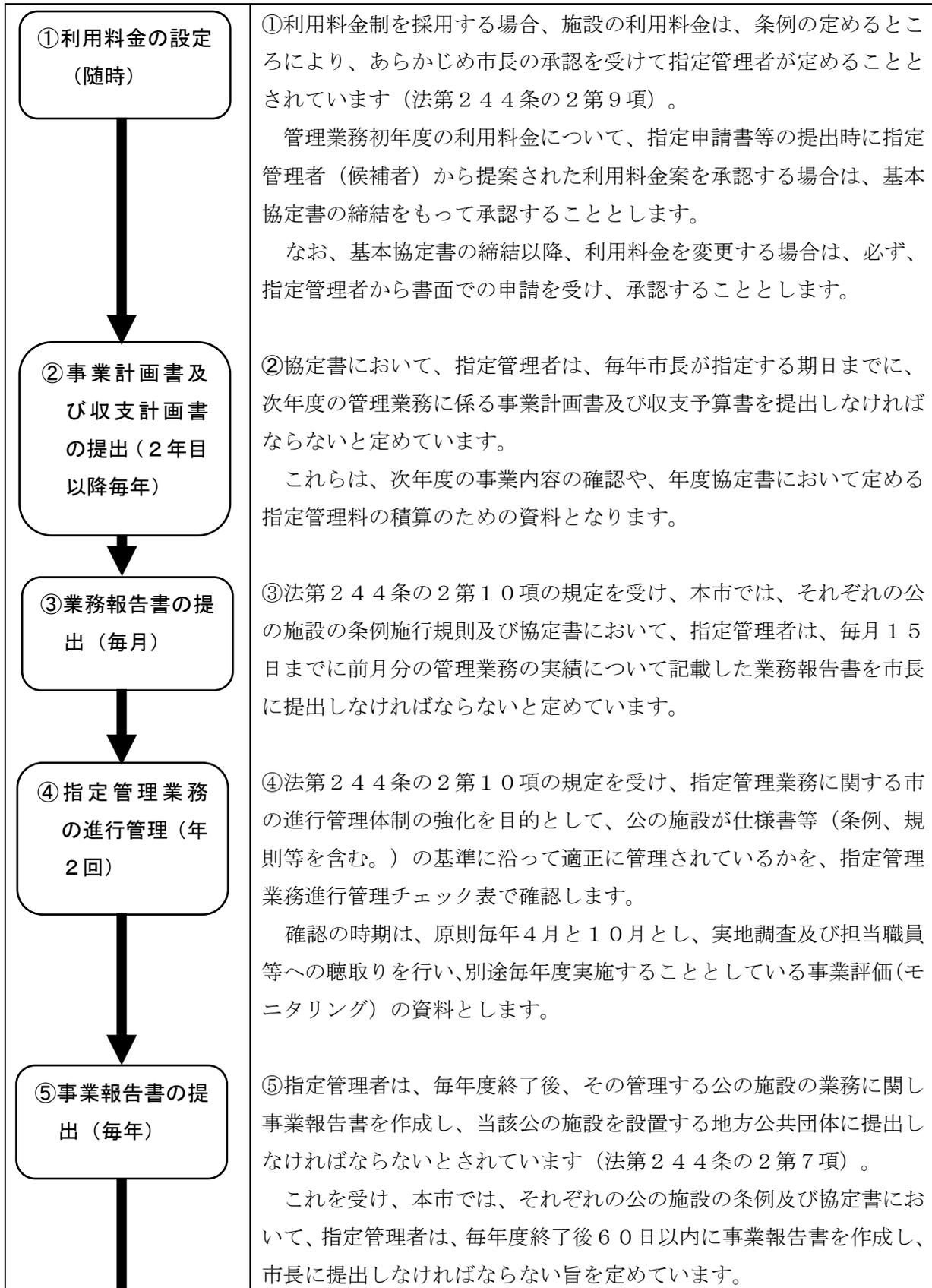
(非公募) 指定管理者制度導入から協定締結までのスケジュール

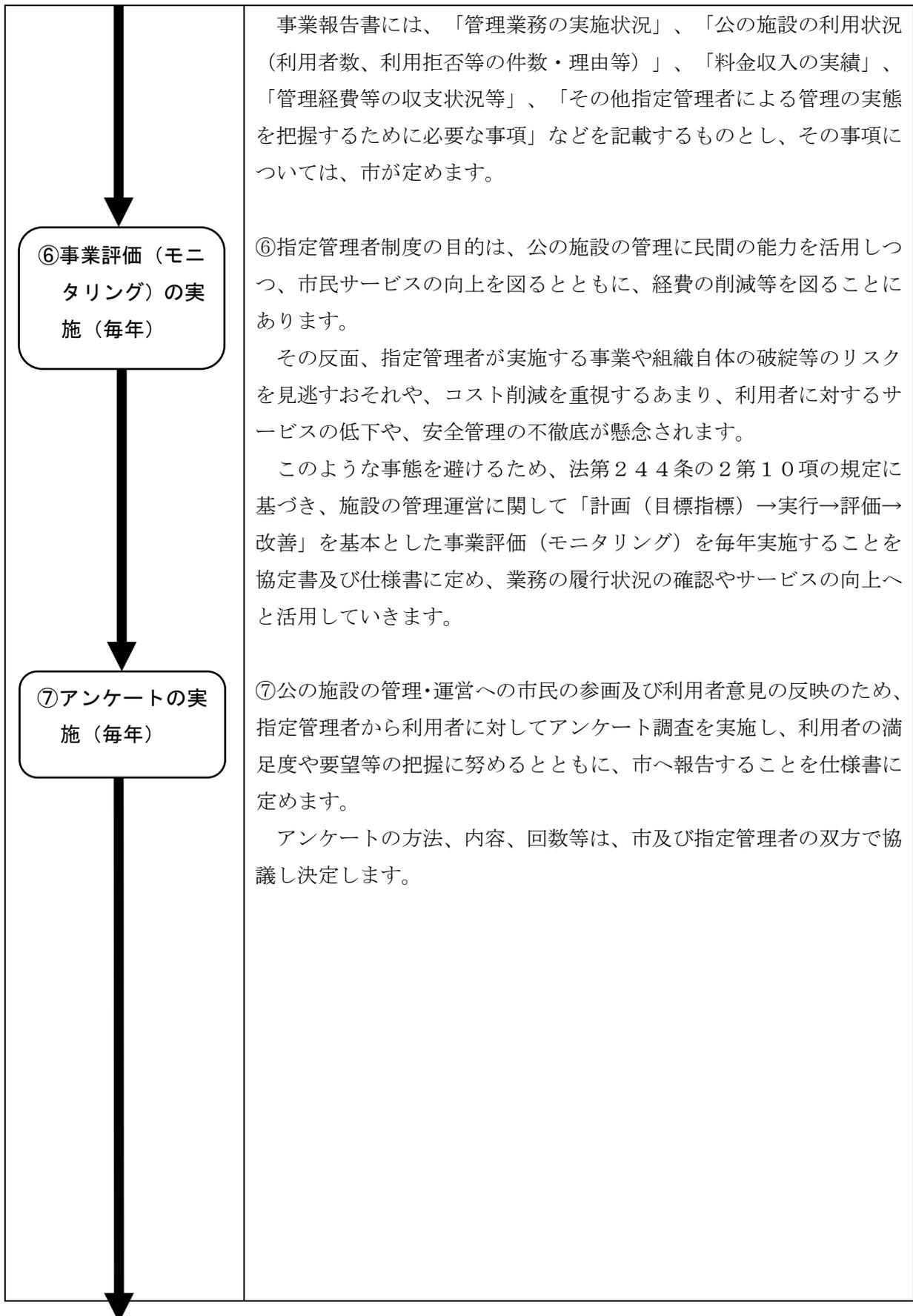
下記のスケジュールは、指定管理者制度を未導入の施設において、施設の設置及び管理に関する条例を改正し、非公募により指定管理者を選定する場合の例です。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
①直営又は指定管理者制度導入の検討	随時														
②条例の制定・改正	→				※6月議会までに手続が必要。更新の場合は必要なし。										
③仕様書の作成及び経費の積算	→														
④公募・非公募の検討	→				※非公募の手続前までに庁議での承認が必要。										
⑤公募による指定管理者（候補者）の選定															
⑥非公募による指定管理者（候補者）の選定				↔		※特定の候補者へ仕様書等を配付し事業計画書等を受領。									
⑦宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会への諮問等					↔				※所管課等から委員会へ概要説明及び質疑応答。 委員会で候補者の適否を審査し、市へ答申。						
⑧指定管理者（候補者）の決定				↔				※候補者の決定には庁議での承認が必要。							
⑨指定管理者の指定の議決及び債務負担行為の設定		※12月議会で指定。準備期間が必要な場合は9月議会で指定。							↔						
⑩協定の締結				※議決後、速やかに基本協定書を締結。年度協定書は4月1日。								↔			
⑪保証金の納付								※非公募の場合は免除可。				↔			

※指定管理業務の開始

(2) 公の施設の管理運営について





⑧ 自主事業の実施
(随時)

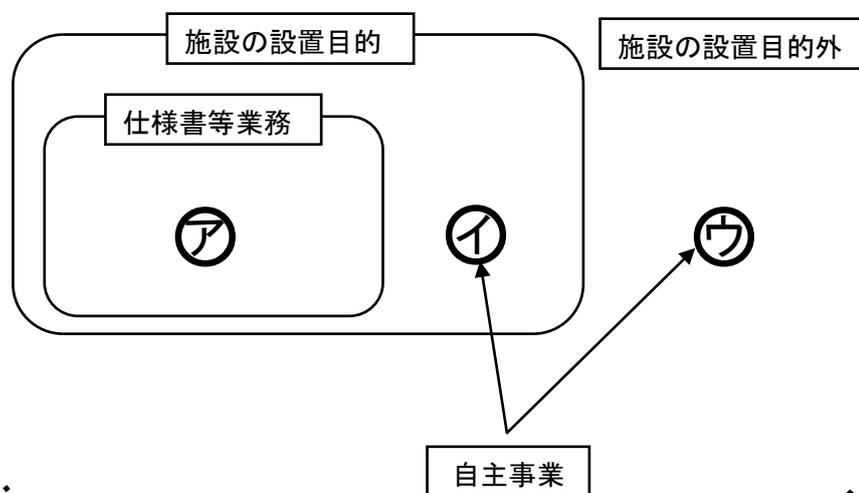
⑧ 指定管理者は、その管理する公の施設において次の業務を行うことが可能です。

～指定管理者が行うことができる業務～

- ア 公の施設の条例、仕様書等で業務の範囲として規定された業務
- イ 施設の設置目的の範囲内で、指定管理者の自主的な提案により施設を使用して行う事業等（以下「目的内事業」という。）
- ウ 施設の設置目的の範囲外で、施設の利便性の向上等の目的で、指定管理者の自主的な提案により施設を使用して行う事業等（以下「目的外事業」という。）

このうち、自主事業とは、協定書、仕様書等に定める管理業務の範囲外で、指定管理者が自らの責任と費用により施設を使用して行う事業等（イ及びウ）を指します。

(指定管理業務の位置付け)



自主事業は、あくまで管理業務の範囲外であるため、その実施に当たっては、事前に事業計画書等を市へ提出し、あらかじめ、承認を得ることが必要です。

事業の承認については以下の点に留意しなければなりません。

～自主事業の考え方～

- ①施設の設置目的の達成や、利便性の向上に寄与する事業であること。
- ②管理業務に支障を来たさない事業であること。
- ③指定管理者の責任と費用により実施される事業であること（第三者への損害賠償責任を含む。）。

また、承認後の事業の実施に当たっては、以下の手続が必要です。

～自主事業の承認手続について～

- ①目的内事業である場合
指定管理者が一利用団体として、指定管理者に対して利用許可の申請を行う。
- ②目的外事業である場合
指定管理者が一利用団体として、市長に対して、目的外利用許可の申請を行う。

※自動販売機等の設置について

公の施設の条例、仕様書等で、自動販売機や売店等の設置が業務の範囲として規定された業務でない場合は、「目的外事業」に該当します。

この場合、指定管理者の立場は一利用団体となるため、市は、他の事業者等から自動販売機等の設置に係る目的外利用申請があった場合と同一の基準で許可・不許可を行わなければなりません。

⑨開館日時の変更
等（随時）

⑨公の施設の開館日、開館時間等は、公の施設の条例に定められています。

ただし、次のような場合は、指定管理者は、あらかじめ市の承諾を受けた上で、開館日時の変更等を行うことができます。

～開館時間の変更が想定される場合～

- ①利用者サービス向上のため、開館時間を延長し、又は臨時に開館する場合
- ②台風や地震の災害等緊急時において、利用者の安全を確保することが困難であることから、開館時間を短縮し、又は臨時に閉館する場合
- ③その他施設の管理運営上必要があると市長が認めた場合

指定申請書等の提出時に、指定管理者（候補者）から開館日時の変更等の提案があった場合で、当該変更の提案を承認する場合は、基本協定書の締結をもって承認することとします。

なお、基本協定書締結以降、恒常的に開館日時を変更する場合のほか、緊急時の開館・閉館が必要な場合は、必ず、指定管理者から書面での申請を受け、承認することとします。

4 事業評価（モニタリング）の実施方法

事業評価の項目は、主に定性的評価と定量的評価があげられます。

なお、目標の設定及び事業評価は、施設所管課及び指定管理者の双方で協議・実施し、その評価結果は市公式HPで公表します。事業評価の実施時期は、協定書において、毎事業年度終了後60日以内に実施することと定めています。

（1）定性的評価

定性的評価は、主に施設の管理・運営に関する評価を行います。施設ごとに定める仕様書の内容に応じた管理運営がされているか、利用者ニーズを把握しているか等の数値化できない部分に関して、施設所管課と指定管理者が双方確認しながらチェックを行います。

（2）定量的評価

定量的評価は、主に施設の利用状況や収支に関する評価を行います。施設所管課と指定管理者が協議し、各項目（利用者数、施設使用料等）の目標水準を定めた上で、実績を確認し評価します。定量的評価は数値に基づいて評価を行うことから、指定管理者の経営努力が反映されます。

（3）施設所管課の総評

定性的評価や定量的評価における総合的な評価を行います。指定管理者が独自に努力している点や施設所管課が今後求める事項等を記載し、指定管理者に対してフィードバックを行います。

5 指定管理者制度導入後の留意事項

(1) 個人情報の保護・情報公開

指定管理者（従業員等を含む。）が業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において適正に管理するよう定められており、違反した場合は罰則が適用されます。

また、指定管理者に対する利用者等からの情報公開請求については、市は、情報公開への協力を指定管理者へ要請するよう、宗像市情報公開条例（平成15年宗像市条例第10号）において定められています。

これらのことは仕様書、基本協定書等において、明記することとします。

(2) 指定管理者に対する指示、指定の取消し等

本市では、指定管理者に対して、業務報告書や事業報告書の提出、モニタリングの実施を義務付けており、また、必要に応じて指定管理者に対して指示をすることができます（法第244条の2第10項）。

この指示に指定管理者が従わないときや、指定管理者の著しい経営状況の悪化等により管理を継続することが適当でないときは、指定の取消しや、期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができることとされています（法第244条の2第11項）。

あくまで指定を取り消すことができるのは、指定管理者の責めに帰すべき事由がある場合であって、それ以外の事由で指定を取り消すことは想定されていません。

市が一方的に指定を取り消した場合、この取消しは行政処分であることから、取消訴訟や国家賠償法に基づく賠償請求の対象となるほか、民法上の不法行為に当たるとして賠償請求がなされる場合もあります。

なお、指定の取消しに当たっては、宗像市行政手続条例（平成15年宗像市条例第11号）の規定に基づき、聴聞の手続が必要となります。

また、指定の取消しの際には、今後の管理・運営方法（直営、指定管理、休館等）を十分に検討しておく必要があります。

(3) 違約金の徴収

指定管理者が、指定管理期間の途中で撤退し、又は指定の取消し等を受けた場合には、年度協定書に定める指定管理料の10分の1に相当する額以上の違約金を、指定管理者に求めることとし、仕様書、協定書等にその納付義務を明記します。

なお、協定締結時に保証金（担保を含む。）を納付している場合は、それを違約金に充当することができます。

この違約金は、民法第420条第3項の規定による損害賠償額の予定とは解釈しないこととします。

よって、指定管理者の途中撤退等で市に損害が生じた場合は、違約金とは別に損害賠償の請求を行います。

(4) 監査委員による監査の実施

監査委員は、指定管理者による管理につき出納関連の事務について監査することができます。

この監査では、指定管理者の管理業務そのものは対象とはなりません。市の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができます（法第199条第7項）。

また、議会から監査委員に対し地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても同様に、必要があれば、指定管理者に出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることが可能です（法第98条）。

(5) 指定管理者の利用許可処分に対する不服申立て

指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分（施設の利用申請に対する不許可処分等）に対して不服がある者は、市長に対して審査請求を行うことができます（法第244条の4第3項）。

なお、審査請求に対する決定には、議会への諮問が必要です（法第244条の4第4項）。

(6) 損害賠償責任について

指定管理者が公の施設の管理を行っている際に、利用者等の第三者へ損害が発生した場合、損害賠償責任の所在は原則として次のように考えられます。

損害の区分	損害賠償責任者	説明
①指定管理業務に付随して生じた損害	市	<p>損害発生の原因となった指定管理者の従業員等の行為が、公の施設の管理業務に該当する場合、この行為は「公権力の行使」に当たります。</p> <p>公権力の行使に当たる業務を委託された指定管理者の従業員は、その自治体の公務員とみなされ、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定により、その損害賠償責任は、当該自治体が負うこととなります。</p>

②施設の設置・管理上の瑕疵 ^{かし} によって生じた損害	市	公の施設に設計・建造上で不完全な点がある場合や、維持・修繕や保管に不完全な点がある場合など、公の施設の設置又は管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で利用者に損害が生じた場合には、国家賠償法第2条第1項の規定により、その損害賠償責任は、施設の設置者である自治体が負うこととなります。
③指定管理業務以外の行為により生じた損害	指定管理者	指定管理者が自らの責任と費用により施設を使用して行う自主事業など、指定管理業務以外の行為は「公権力の行使」に当たりません。 したがって、損害賠償責任は、指定管理者が負うこととなります。

ただし、市が損害賠償責任者となった場合（上記①及び②）であっても、国家賠償法第1条第2項及び同法第2条第2項の規定により、指定管理者に対して求償権を行使し、市が負担した賠償額を求償できる場合があります。

本市では、仕様書及び協定書において、以下のとおり市及び指定管理者のリスク（責任）分担を定めています。

～国家賠償法(昭和22年法律第125号)抜粋～

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者がいるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

～協定書「リスク（責任）分担」抜粋～

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者
損害賠償（市が指定管理者に対して国家賠償法に基づく求償権を行使する場合を含む。）	管理運営上の ^{かし} 瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由によらない施設、設備等の ^{かし} 瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○	
	上記以外の場合	協議	

（７）損害賠償保険への加入

現在、本市では、市が所有、仕様又は管理する施設の^{かし}瑕疵や、市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補するため、全国市長会市民総合賠償補償保険（学校施設及び保育所については全国市長会学校災害賠償補償保険）に加入しています。

この保険では、市が出資する団体や、公共団体、公共的団体が指定管理者である場合は、当該団体が被保険者として認められ、保険の対象となる場合がありますが、民間事業者が指定管理者である場合は、保険の対象となりません。

また、指定管理者が自らの責任と費用により施設を使用して行う自主事業は保険の対象外となり、その事業により生じた賠償責任は指定管理者が負うこととなります。

よって、指定管理者が自己の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入することを仕様書で義務付けます。

（８）事務引継について

指定管理者の交代に伴う業務の引継ぎや、事前準備等に要する費用は、原則として、現に管理を行っている指定管理者が負担することとし、仕様書等に明記します。ただし、引継ぎの内容によっては市を含んだ３者間での協議が必要な場合が生じます。

また、市が所有する備品や図面等のほか、貸館業務を行っている施設については予約の引継ぎにも注意が必要です。